

2018年9月

電子決済等代行業に係る規制に関する内閣府令等の改正 — パブリックコメントの実施及び同改正の施行について

弁護士 宮本 甲一 / 弁護士 波多野 恵亮

平成 30 年 3 月 9 日、金融庁より、電子決済等代行業に係る規制等を含む銀行法施行令などの一部を改正する政令・内閣府令案等が公表され、意見募集手続(以下「本パブリックコメント」という。)に係る意見募集が行われた。本パブリックコメントの結果は、平成 30 年 5 月 30 日に公表され、平成 30 年 6 月 1 日、同政令・内閣府令等が施行された。

本ニュースレターでは、これらの政令・内閣府令等のうち電子決済等代行業者に関する法制度の整備及び銀行代理業に関するガイドラインの制定について概説する。また、最後に、本改正に伴い金融機関に求められる対応や改正法施行後の動きについても概説する。

1. 本改正に至る経緯

平成 28 年 12 月 17 日に、金融審議会金融制度ワーキング・グループが公表した「金融審議会 金融制度ワーキング・グループ報告 —オープン・イノベーションに向けた制度整備について—」(以下「金融制度 WG 報告」という。)において、利用者保護を確保しつつ、決済関連分野において、金融機関と顧客との間に立ち、顧客からの委託を受けて、IT を活用した決済指図の伝達や金融機関における口座情報の取得・顧客への提供を業として行う者(電子決済等代行業者)と金融機関とのオープン・イノベーションを進めていくための制度的枠組みに関する考え方が示された¹。平成 29 年 5 月 26 日に国会で成立し、同年 6 月 2 日に公布された銀行法等の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)²のうち、電子決済等代行業に係る規制に関する部分は、この金融制度 WG 報告を踏まえたものである。

改正法は、公布の日から起算して 1 年を超えない範囲内において政令で定める日に施行するとされ、同法の施行に向けて、金融庁は平成 30 年 3 月 9 日、「平成 29 年銀行法等改正(1 年以内施行)に係る政令・内閣府令案等」を公表し、平成 30 年 4 月 9 日までの間、本パブリックコメントに係る意見募集を行った。平成 30 年 5 月 30 日、本改正の最終案及び本パブリックコメントに対する金融庁の考え方(以下「本パブコメ結果」という。)が公表され、平成 30 年 6 月 1 日、同政令・内閣府令等は施行された。以下では、同政令・内閣府令等

¹ 金融制度 WG 報告については、当事務所のニュースレター(http://www.amt-law.com/pdf/bulletins2_pdf/170131.pdf)を参照されたい。

² <https://www.fsa.go.jp/common/diet/193/index.html>

のうち電子決済等代行業者の登録に関する法制度の整備及び銀行代理業に関するガイドラインの制定に関する部分(以下「本改正」という。)について概説する。

2. 本改正の概要

(1) 電子決済等代行業の定義

改正法により改正された銀行法(以下「改正銀行法」という。)2条17号において、「電子決済等代行業」は次に掲げる行為のいずれかを行う営業と定義されている。但し、下記①に掲げる行為のうち、預金者による特定の者に対する定期的な支払を目的として行う①に掲げる行為その他の利用者の保護に欠けるおそれが少ないものとして内閣府令で定める行為については定義から除かれるものとされていた。

① 第一号業者(決済指図を伝達する者)の事業

銀行に預金の口座を開設している預金者の委託(二以上の段階にわたる委託を含む。)を受けて、電子情報処理組織を使用する方法により、当該口座に係る資金を移動させる為替取引を行うことの当該銀行に対する指図(当該指図の内容のみを含む。)の伝達(当該指図の内容のみの伝達にあたっては、内閣府令で定める方法によるものに限る。)を受け、これを当該銀行に対して伝達すること

② 第二号業者(口座管理(アカウントアグリゲーション)サービスを提供する者)の事業

銀行に預金又は定期積立金等の口座を開設している預金者等の委託(二以上の段階にわたる委託を含む。)を受けて、電子情報処理組織を使用する方法により、当該銀行から当該口座に係る情報を取得し、これを当該預金者等に提供すること(他の者を介する方法により提供すること及び当該情報を加工した情報を提供することを含む。)

これを受けて、本改正においては、内閣府令において、以下のように定義除外となる類型が定められた。

- 上記①に掲げる行為であって、次に掲げるものは、電子決済等代行業に該当しない(改正銀行法施行規則1条の3の3)。
 - 預金者による特定の者に対する定期的な支払を目的として行う行為
公共料金の支払等の指図の伝達が典型的なものと思われる。
 - 預金者による当該預金者に対する送金を目的として行う行為
企業内の本・支店口座間(異なる銀行に口座を開設している場合)の送金の指図の伝達等が典型的なものと思われる。
 - 預金者による国、地方公共団体等³に対する支払を目的として行う行為
ふるさと納税の支払等の指図の伝達等が典型的なものと思われる。
 - 預金者による商品の売買契約又は役務の提供に係る契約の相手方に対するこれらの契約に係る債務の履行のみを目的として、当該相手方又は当該契約の締結の媒介⁴を業とする者が当該契約に基づく取引に付随して行う行為であって、当該行為に先立って、上記①にいう銀行との間で当該履行に用いる方法に係る契約を締結するもの。
文言中の「当該相手方」としては、自己が当事者となる取引について発生した債権を回収するために決済指図の伝達を行う者が該当する。「当該契約の締結の媒介を業とする者」としては、ECモール上で行われた売買に付随して行う決済指図の伝達等を行う当該ECモールの運営者が典型的なものと思われる。なお、パブコメ結果においては、「役務の提供に

³ その他、独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人又は地方独立行政法人が対象となっている。

⁴ 当該履行に係る為替取引を行うことの指図の伝達により行う媒介を除くとされている。

係る契約に係る債務の履行」として、貸金業者への返済、保険料支払、証券会社・先物取引業者・仮想通貨交換業者・電子マネーへの入金、非営利団体への寄付、日本中央競馬会への代金支払等も広く含まれるものとされており(本パブコメ結果 69 番)、実務上この定義除外の類型に該当するケースは相応に多いものと考えられる。他方で、デビットカードスキームにおけるカード会社等は本類型によって定義除外となるものではないとされていることにも留意が必要である(パブコメ結果 80 番)。

また、上記①に規定する、指図の内容のみの伝達にかかる方法は、預金者の使用に係る電子機器の映像面に当該預金者が銀行に開設している口座に係る資金を移動させる為替取引を行うことについて当該銀行に対する指図を行うための画像を表示させることを目的として、当該為替取引の相手方及び金額に係る情報を当該銀行に対して伝達する方法とされた(改正銀行法施行規則 1 条 3 の 4)。これは、「画面遷移型」といわれるような、事業者が銀行に対し、支払先及び支払金額という決済のために必要な情報を銀行のインターネットバンキングの画面に引き継ぎ、最終的な振込実行が預金者によって行われる方法が該当する(本パブコメ結果 89 番)。

なお、電子決済等代行業者の範囲を、API を用いて銀行に接続する者に限定する旨の規定はないことから、従前から API 以外のインターフェイスを用いて銀行に接続していた者についても電子決済等代行業者に含まれることに留意が必要である。

(2) 電子決済等代行業者の登録要件としての財産的基礎

電子決済等代行業は、内閣総理大臣の登録を受けた者でなければ、営むことができない(改正銀行法 52 条の 61 の 2)とされ、その登録拒否事由の一つとして、電子決済等代行業を適正かつ確実に遂行するために必要と認められる内閣府令で定める基準に適合する財産的基礎を有しない者(改正銀行法 52 条の 61 の 5 第 1 項 1 号イ)が挙げられている。

これを受けて、本改正においては、内閣府令において、以下のように定められた。

- 上記内閣府令で定める基準は、純資産額が負の値でないこととする(改正銀行法施行規則 34 条の 64 の 7)。

(3) 電子決済等代行業者の登録申請時の留意事項等

今回の改正に際して、「主要行等向けの総合的な監督指針」「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」の改正はなされていない。もっとも、監督当局による登録審査の目線等を示すものとして、「電子決済等代行業者の登録申請時の留意事項等」が策定された。概要は以下のとおりである。

① 登録申請等に係る事務処理にあたっての留意事項

● 登録申請書の記載事項

- 「商号、名称又は氏名」(改正銀行法 52 条の 61 の 3 第 1 項 1 号):個人が申請者の場合、商号登記があれば商号を、屋号を使用しているときには屋号を記載する。
- 「電子決済等代行業を営む営業所又は事業所の名称及び所在地」(改正銀行法 52 条の 61 の 3 第 1 項 3 号):「営業所又は事業所」とは、電子決済等代行業の全部又は一部を営むために開設する一定の施設を指す⁵。

⁵ 電子決済等代行業に関する営業以外の用に供する施設は除かれる。

- 他に業務を営むときは、その業務の種類(改正銀行法施行規則 34 条の 64 の 2 第 1 項 4 号):現に営む事業が属する日本標準産業分類⁶に掲げる中分類⁷に沿って記載されているかを確認する。

- 添付書類

- 「定款」の目的に電子決済等代行業に係る業務が定められているか、「電子決済等代行業の業務の内容及び方法として内閣府令で定めるものを記載した書類」には添付書類として適宜体制図及び組織図の提出が求められること、「役員の履歴書」の現住所が住民票の記載と一致しているか等々、登録申請に際しての添付書類の確認に際して、留意すべき事項の詳細が記載されている。

② 登録審査にあたっての留意事項

電子決済等代行業者は、顧客の口座に係る情報の取得等を行うため、情報漏えいや認証情報を悪用した不正送金等により利用者が不利益を被る恐れがある。この観点から、「電子決済等代行業を適正かつ確実に遂行する体制の整備」が行われているかに関しては(改正銀行法 52 条の 61 の 5 第 1 項 1 号口)、利用者保護のためシステムリスク管理の審査に重点を置き、例えば以下の項目について審査を行うとしている。

- 当該電子決済等代行業者におけるシステムリスクに対する認識等
- システムリスク管理体制
- システムリスク評価
- 情報セキュリティ管理⁸
- サイバーセキュリティ管理⁹
- システム企画・開発・運用管理
- システム監査
- 外部委託管理
- コンティンジェンシープラン
- 障害発生時等の対応

審査は、当該電子決済等代行業者の規模、電子決済等代行業の内容(第一号業者として業務を行うか、第二号業者として業務を行うか等)、取り扱う情報の重要度、電子決済等代行業においてコンピュータシステムが占める役割やその仕組みなどの特性を踏まえて行うとされている。

(4) 「電子決済等代行業再委託者」概念について

改正法においては、以下のとおり、「電子決済等代行業再委託者」の概念が設けられた。

- ① 預金者の委託(二以上の段階にわたる委託を含む。)を受けて、法 2 条 17 項 1 号に規定する指図の伝達を受け、電子決済等代行業者に対し、当該指図を同号の銀行に対して伝達することの委託(二以上の段階にわたる委託を含む。)をする者

⁶ http://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/sangyo/H25index.htm

⁷ 大分類 J—金融業、保険業に属する場合にあつては細分類。

⁸ 例えば、情報を適切に管理するために方針・社内規程の策定、重要情報へのアクセスの相互牽制等の内部管理体制の整備や、他者による不正・不祥事件も参考に、情報セキュリティ管理体制の PDCA サイクルによる継続的な改善を図ること等。

⁹ 例えば、以下のような認証方式や不正検知策を採ることにより、セキュリティの確保を講じること等。

- ・可変式パスワードや電子証明書等の、固定式の ID・パスワードのみに頼らない認証方式
- ・不正ログイン・異常な取引等を検知し、速やかに利用者に連絡する体制の整備等

- ② 法 2 条 17 項 2 号に規定する預金者等の委託(二以上の段階にわたる委託を含む。)を受けて、同号に規定する情報を当該預金者等に提供すること(他の者を介する方法により提供すること及び当該情報を加工した情報を提供することを含む。)を目的として、電子決済等代行業者に対し、同号の銀行から当該情報を取得することの委託(二以上の段階にわたる委託を含む。)をする者

利用者の委託を前提として、①は第一号業者、②は第二号業者に接続する業者をそれぞれ意味している。また、「二以上の段階にわたる委託を含む」とされていることから、基本的に、利用者と電子決済等代行業者の間で①・②の行為を行う者(例えば、電子決済等代行業者と契約しているECモール等)が全て含まれることになる。これらの業者は、電子決済等代行業者には該当せず、直接規制の対象となるものではない。その一方で、電子決済等代行業再委託者の一部は、電子決済等代行業者の監督上必要がある場合には報告徴求及び立ち入り検査の対象となる可能性がある(改正銀行法 52 条の 61 の 14 第 2 項、52 条の 61 の 15 第 2 項)。また、銀行と電子決済等代行業者との間の契約の内容には、下記(5)のとおり、電子決済等代行業再委託者の業務における利用者情報の適正な取扱い及び安全管理のために電子決済等代行業者が行う措置や、当該措置が行われない際に銀行が(電子決済等代行業者に対して)行うことができる措置等の定めを置かなければならないことになっている点には、留意が必要と思われる。

また、本パブコメ結果 140 番においては、電子決済等代行業者から、既に当該電子決済等代行業者が銀行から取得していた情報の提供を受けているに過ぎない者は電子決済等代行業再委託者には該当せず、あくまでも、利用者の委託を受けて、電子決済等代行業者に銀行からの情報の取得(又は決済指図の伝達)を委託(再委託)する者のみが電子決済等代行業者に該当する旨が明確にされている。このため、預金者の口座情報等の提供を受ける者が全て電子決済等代行業再委託者として扱われるものではないことは注意が必要である。

(5) 金融機関における接続基準の策定及び金融機関と電子決済等代行業者の契約

改正銀行法 52 条の 61 の 11 においては、銀行が、自己と接続する電子決済等代行業者に求める事項についての基準(以下「接続基準」という。)を策定・公表しなければならないものとされていた。この接続基準に記載すべき事項は、「電子決済等代行業者が電子決済等代行業の業務に関して取得する利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理のために行うべき措置その他の内閣府令で定める事項」と規定されていた(同条 2 項)ところ、本改正においては、内閣府令で定める事項として、以下の事項が規定された。

- 改正銀行法 52 条の 61 の 10 第 1 項の契約の相手方となる電子決済等代行業者が電子決済等代行業に係る業務の執行が法令に適合することを確保するために整備すべき体制

ここでは、コンプライアンス体制としてどのようなものを要求するかとの定めが求められる。逆に言えば、法律に定められたセキュリティ体制(「利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理のために行うべき措置」と上記のコンプライアンス体制以外にどのような事項を電子決済等代行業者に要求するかについては、各金融機関の判断に委ねられていることになる。もっとも、本パブコメ結果 193 番において、仮に接続基準に記載があったとしても「自行のサービス又は子会社・関連会社・提携先会社のサービスと競合している」との理由のみで電子決済等代行業者との接続を拒絶することは許容されないとされているため、接続基準の策定にあたっては、その表現振りに十分注意を払うことが必要となる。

また、電子決済等代行業者は、電子決済等代行業をある銀行との間で行う場合、当該銀行との間で契約

を締結しなければならず(改正銀行法 52 条の 61 の 10)、その契約には、次に掲げる事項を定めなければならないものとされていた(同条 2 項)。

- 電子決済等代行業の業務から利用者に損害が生じた場合の銀行と電子決済等代行業者との賠償責任の分担に関する事項(1号)
- 電子決済等代行業者が講ずる利用者情報の適正な取扱い及び安全管理のために行う措置並びに当該措置を行わない場合に銀行が電子決済等代行業者に対して行うことができる措置に関する事項(2号)
- その他業務の適正を確保するために必要なものとして内閣府令で定める事項(3号)
本改正においては、内閣府令で定める事項として、以下の事項が規定された(改正銀行法施行規則 34 条の 64 の 16)。
- 電子決済等代行業再委託者の業務に関して当該電子決済等代行業再委託者が取得した利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理のために当該電子決済等代行業者が行う措置並びに当該電子決済等代行業者が当該措置を行わないときに当該銀行が行うことができる措置に関する事項

先に述べたとおり、「電子決済等代行業再委託者」には利用者と電子決済等代行業者の間で決済指図の伝達や口座情報の取得の委託を行う者が含まれることになる。このため、金融機関としては、こういった者をどのように把握、監督していくかが整理の必要な論点になり得るものと思われる。

(6) 銀行代理業該当性の明確化

本改正と併せて、「銀行法等に関する留意事項について(銀行法等ガイドライン)」(以下「銀行法等ガイドライン」という。)が策定された。これは、電子決済等代行業制度の創設等を踏まえ、電子決済等代行業と銀行代理業との関係等を明確化するために策定されたものである¹⁰。電子決済等代行業者のうち、第一号業者として業務を行う者が、銀行等から対価を受領して当該業務を行った場合に、「銀行のために」行う為替取引を内容とする契約の締結の代理又は媒介(改正銀行法 2 条 14 項 3 号)に該当する等として、銀行代理業に該当する懸念があり、これが電子決済等代行業者のビジネスの障壁となっているとの指摘がなされていた。これに対して、銀行法等ガイドラインでは、銀行代理業はあくまで「銀行のために」行われる営業であって、顧客又は利用者のためだけに行う営業は含まれないとしたうえで、以下に掲げる場合には、「銀行のため」に行われるものとは言えず、銀行代理業に該当しないこととされた(銀行法等ガイドライン 2-1)。

- 銀行からの直接又は間接的な委託に基づき、預金若しくは定期積金等の受入、資金の貸付け若しくは手形の割引又は為替取引を内容とする契約の締結の代理又は媒介に関与するものではない場合
- (上記の)契約の条件の確定又は締結に関与する対価として、銀行から直接又は間接的に報酬、手数料その他名目のいかににかかわらず経済的対価(手数料収入その他の対価)を受領するものではない場合

預金若しくは定期積金等の受入、資金の貸付け若しくは手形の割引又は為替取引を内容とする契約の締結の代理又は媒介に係る「契約の条件の確定又は締結に関与する対価」であるか否かは実質に着目して判断し、例えば、顧客等からの委託を受けて、顧客等に対してサービスを提供する者(サービス提供者)である電子決済等代行業者等が、銀行から経済的対価を受け取っていても、その実質が次に掲げるものと認

¹⁰ 改正銀行法の文言上明らかではあるものの、銀行代理業と電子決済等代行業の双方の定義に該当する行為があることも考えられ、その場合には銀行代理業者と電子決済等代行業者それぞれの規制が適用されることが、本パブコメ結果において改めて明示された(本パブコメ結果 33 番、208 番)。両業務を行う場合、電子決済等代行業の登録と銀行代理業に関する許可の双方が必要となる。

められる場合、「契約の条件の確定又は締結に關与する対価」とは異なるとされた(銀行法等ガイドライン 2-2)。

- 銀行に対してサービス提供者のシステムを提供し、顧客等が当該サービス提供者のシステムを利用して銀行口座にアクセスできる状態を作成・維持した対価としてのシステム利用料であると認められる場合
- サービス提供者のウェブサイト上に銀行のサービスを広告したことの対価としての広告料であると認められる場合
- サービス提供者が顧客等の承諾を得て、当該サービス提供者によって取得または生成された当該顧客等に関する情報を銀行に提供する対価(情報提供料等)であると認められる場合
- サービス提供者に対する顧客等からの手数料を、利用者利便の観点から、顧客等に説明した上で銀行がまとめて徴収し、サービス提供者に交付していると認められる場合

さらに、経済的対価が成約高¹¹に連動する場合には、当該経済的対価が銀行代理行為に係る契約の条件の確定又は締結に關与する対価であることを推認させる事情であることが示された。もっとも、当該記載の主眼は、経済的対価が成約高に連動しない場合には、当該行為が「銀行のために」行われた行為ではないとの判断に傾く場合が多いことを示すことにあると思われ、経済的対価が成約高に連動する場合について、これまでの実務運用以上に、広く銀行代理業の規制を適用することが企図されていると受け取ることは本ガイドラインの意図を正しく理解したものではないであろう。本パブコメ結果 251 番においても、経済的対価が成約高に連動する場合であっても、銀行代理業の要件の一つである「代理・媒介」を行っていないと認められるような場合には、当該営業が銀行代理業に該当するものではないことが示されている¹²。

上記経済的対価に関する記載は、銀行代理業該当性を判断するためのメルクマールとして重要な基準である。

3. 電子決済等代行業に係る銀行法関連以外の内閣府令の改正

本改正の施行に際して、銀行法施行令、銀行法施行規則に準じて、農業共同組合法、水産業共同組合法、共同組合による金融事業に関する法律、信用金庫法、労働金庫法、農林中央金庫法、株式会社商工組合中央金庫法等に関する内閣府令についても電子決済等代行業に関する一部改正が行われている。

4. 本パブコメ結果の概要

本パブコメ結果は 264 問、72 頁にわたるもので、その全てを紹介することはできないが、既に3. までにおいて紹介した以外のものであって実務への影響があり得るとされるものを中心に、その一部を紹介する。

(1) 電子決済等代行業者への該当性

本パブコメ結果において、電子決済等代行業者への該当性につき以下のような見解が示された。

- グループ会社の中核となる会社等が CMS サービスの一環として他のグループ会社に関する決済指図を伝達する場合であっても、電子決済等代行業者に該当する(本パブコメ結果 24 番)。なお、銀行が預金業務や為替業務の一環として提供する CMS サービス等については、銀行が電子決済等代

¹¹ 預金残高・口座数、与信残高・件数、為替取引額・件数等に連動する場合である。

¹² 但し、多くの場合においては、成約高に経済的対価が連動しているとの事実は契約の締結の代理又は媒介を行っていることを推認させるであろうことも併せて記載されている。

行業に該当する行為を行うスキームになっている限りにおいては、その利用者等が電子決済等代行業者に該当することはないものと思われるが(本パブコメ結果 38 番)、そうでない場合、すなわち銀行の提供するサービス内において、グループの中核会社自身が、他のグループ会社の決済指図の銀行への伝達を行っている場合などには、上記の本パブコメ結果 24 番によれば、当該中核会社が電子決済等代行業者に該当する可能性は否定できないことになり、このようなサービスを行っている企業グループにあつては、その電子決済等代行業該当性について、個別具体的な検討が必要になる。

- 改正銀行法の文言上明らかではあるものの、預金者が銀行法上の銀行以外の海外の金融機関(外国銀行支店を有さない外国の銀行等)に開設する口座のみに関して事業者が改正銀行法 2 条 17 項各号に掲げる行為を行う場合は電子決済等代行業者に該当しないことが改めて示されている(本パブコメ結果 4 番及び 5 番)。
- 通信サービスを受託するにすぎない電話会社やインターネットプロバイダー、電子決済等代行業者に API を提供するシステムベンダー、電子決済等代行業者が伝達する電文を各銀行の仕様に変換するサービス提供者は、電子決済等代行業者に該当しない(本パブコメ結果 16 番)。
- 銀行に対して指図を行う際に使用するデータ作成のみに携わり、銀行との間で改正銀行法 2 条 17 項 1 号に掲げる行為(決済指図の伝達等)を行わない場合は電子決済等代行業者に該当しない(本パブコメ結果 15 番)。
- 銀行の口座名義人の名前のみを取得する行為は電子決済等代行業者に該当しない(本パブコメ結果 30 番)。
- 定期的な支払の決済指図の伝達を行うと共に、これに付随して発生する不定期な支払に関する決済指図の伝達を行う場合には、電子決済等代行業者に該当しない(本パブコメ結果 47～49 番)。

(2) 電子決済等代行業者による利用者への説明等

- 電子決済等代行業者は、一定の事項の利用者への説明(改正銀行法 52 条の 61 の 8 第 1 項)を行わなければならないものとされているが、本パブリックコメントに付された改正銀行法施行規則案では、その方法を「インターネットを利用して閲覧に供する方法」に限定する記載となっていた。しかし、本パブコメの結果、契約書等に説明事項を記載するなど、利用者がその内容を容易に理解することができる方法も認められるよう、「インターネットを利用して閲覧に供する方法その他の適切な方法」と文言が修正された(本パブコメ結果 127 番)。
- これに関連して、利用者への説明を、インターネットを利用して閲覧に供する方法により行う場合には、リンク表示によって行うことも許容されるものとされたが、その場合であっても「利用者が容易に理解できる形」で行う必要があるものとされている(本パブコメ結果 126、130 番)。

5. 経過措置

(1) 電子決済等代行業者に関する経過措置

改正法施行の際現に電子決済等代行業を営んでいる者は、施行日から起算して 6 ヶ月間(及びその期間内に登録申請を行った者については申請結果としての登録処分又は登録拒否処分があるまでの間)は、電子決済等代行業の登録を受けずに当該電子決済等代行業を営むことができる(改正法附則 2 条 1 項)。

また、上記 2(1)②の電子決済等代行業者(第二号業者)については、施行日から起算して 2 年を超えない範囲において政令で定める日まで銀行との契約締結義務を猶予する(改正法附則 2 条 4 項)。

(2) 銀行に関する経過措置

電子決済等代行業者との間で契約を締結しようとする銀行は、施行日から起算して2年を超えない範囲において政令で定める日までに、当該電子決済等代行業者が、その営む電子決済等代行業の利用者から当該利用者に係る識別符号等を取得することなく当該銀行等に係る電子決済等代行業を営むことができるよう、体制の整備に努めなければならない(オープン API の体制整備に関する努力義務)(改正法附則 11 条)。

6. 金融機関に求められる対応

以上を踏まえ、金融機関に求められる対応は主に以下の4点であると考えられる。

① 自己に接続している業者のうち、電子決済等代行業者に該当する者の特定

API 接続をしている者に限らず、従前から存在する専用線等のインターフェイスにより接続している者も電子決済等代行業者に該当することに留意が必要と思われる。なお、本パブコメ結果 54 番においては、金融機関においても、接続先の説明に依拠することなく、当該接続先の電子決済等代行業者該当性を独自に確認することが求められている。

② 電子決済等代行業者との接続基準の策定

上記2(1)①の電子決済等代行業者(第一号業者)に向けた基準(上記2.(5)参照)については、原則として法施行日(平成30年6月1日)までに策定が必要であり、仮に未対応の金融機関があるとするれば、早急に対応する必要がある。この際、上記①のとおり、オープン API に対応しない旨決定している金融機関についても対応が必要となることに留意が必要と思われる。

③ 電子決済等代行業者との間の契約の見直し

上記2.(5)記載の事項が、契約中に含まれているかについて、当該電子決済等代行業者が登録を取得する前に確認の上、必要に応じて変更契約等を行う必要がある。当該変更契約の締結やその後の運用にあたっては、本パブコメ結果 175 番において、銀行には電子決済等代行業者との契約を通じて、電子決済等代行業者の業務の適正性の監督が求められている旨示されたことを意識する必要があると思われる。

なお、当該契約については、平成30年7月6日に、全国銀行協会が事務局を務める「オープン API 推進研究会」が条文例(契約雛形)の暫定版を公表しており、今後年末に向けて最終化に向けた議論が行われていくとみられる。今後は、各個別の契約の締結にあたり、雛形を参照した議論が行われることも考えられ、その動向を注視することが必要となろう。

④ オープン API の体制整備

電子決済等代行業者との接続を行おうとする金融機関は、改正銀行法施行から2年を目途としてオープン API の体制を整備する努力義務が課せられている。当該努力義務の範囲は、参照系 API のみならず、更新系 API にも及んでいることに留意が必要と思われる。

7. 改正法施行後の動き

改正銀行法及び本改正において、新たに電子決済等代行業者の自主規制機関としての認定電子決済等代行業者協会に関する規定が置かれた。本稿執筆時点(2018年9月上旬)においては、実際に認定の得ら

れた事業者協会は存在しないが、電子決済等代行業者協会¹³が会員を募っており、同協会の今後の認定の動向が注目される。

また、本稿執筆時点においては電子決済等代行業の登録に向けた当局における審査も本格化しており、審査は、大まかに以下の3ステップで行われているものと見受けられる。

① 事前相談(各財務局)

申請会社の基本情報や、登録申請予定者が予定する電子決済等代行業の業務の内容、電子決済等代行業において保有する顧客情報等について記載した書面を財務局に対し提出する。

② 登録に向けた実質審査(金融庁又は各財務局)

金融庁又は各財務局から要請された質問事項に回答しつつ、当該回答を基礎づける社内規則やシステム画面等を併せて提出していくといったプロセスになる。必要に応じて、当局からのヒアリング等が行われる。なお、上記2. (3)②で記載した、金融庁が公表している「電子決済等代行業者の登録申請時の留意事項等」に掲げられた以下の項目についての審査についてもこの段階で行われるものと思われる。

- (1)当該電子決済等代行業者におけるシステムリスクに対する認識等
- (2)システムリスク管理態勢
- (3)システムリスク評価
- (4)情報セキュリティ管理
- (5)サイバーセキュリティ管理
- (6)システム企画・開発・運用管理
- (7)システム監査
- (8)外部委託管理
- (9)コンティンジェンシープラン
- (10)障害発生時等の対応

③ 本申請受理(各財務局)

上記②において、実質的に登録業者として差し支えないことが確認された業者については、財務局に対し本申請を行うことができ、その後特段の問題が生じなければ登録を受けることができるものと思われる。

以上

¹³ <https://www.fapi.or.jp/home>

-
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。
 - 本ニュースレターの執筆者は、以下のとおりです。
弁護士 宮本 甲一(koichi.miyamoto@amt-law.com)
弁護士 波多野 恵亮(keisuke.hatano@amt-law.com)
 - ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、[お問い合わせ](#)にてお手続き下さいますようお願いいたします。
 - ニュースレターのバックナンバーは、[こちら](#)にてご覧いただけます。